

工事における現場環境改善費に関する F A Q

Q 1 工事の成績評定の加点については、どの様に扱えばよいか。

A 1 現場環境改善費として実施した内容は、成績評定の加点対象とはなりません。

なお、現場環境改善費としての取組みではなく、独自の取組みとして施工計画書に記載し、実施するものについては、この限りではありません。

Q 2 「快適トイレ設置工事实施要領」で設置した快適トイレは現場環境改善費の実施する内容と重複することはできるのか。

A 2 快適トイレ費用の積算上限額を超える費用は、率分の対象とできます。詳細は、「快適トイレ設置工事实施要領」を参照してください。

Q 3 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」と「現場環境改善費における熱中症対策」の違いについて知りたい。

A 3 それぞれ対象としている項目が異なります。

「現場環境改善費における避暑（熱中症防止）」では、作業環境の改善を図るためのもので現場の施設や設備に対する対策費です。

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、
ミストファン、休憩車の配置 等

「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」は、現場管理費に係る内容について対象としており、主に現場労務者に対する対策費です。

例：塩飴、経口補水液等効果的な飲用水、熱中症対策キット、
空調服 等

Q 4 「計上費目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施」とあるが、実施する内容が 3 つ以下や 5 つ以上となった場合の対応は、どうすればよいか。(水道工事以外の場合)

A 4 実施した内容が 3 つ以下、もしくは 4 つ以上だが計上費目のうち未実施のものがある場合は、条件未達成とし、現場環境改善費は、計上できません。計上費目ごとに 1 内容以上で、4 つを超える内容を実施した場合でも、共通仮設費に計上する金額は、4 つ達成の場合と同様です。

	実施する内容の数			
仮設備関係	1	1	1	1
営繕関係	1	1	0	2
安全関係	1	1	1	1
地域連携	1	0	2	1
計	4	3	4	5
現場環境改善費	対象	対象外	対象外	対象

※ 水道工事の場合は、「計上費目のそれぞれから 1 内容 (いずれか 1 費目のみ 2 内容) 以上選択し合計 5 つの内容を実施」のため、実施した内容が 4 つ以下、もしくは 5 つ以上だが計上費目のうち未実施のものがある場合は、条件未達成とし、現場環境改善費は、計上できません。計上費目ごとに 1 内容以上で、5 つを超える内容を実施した場合でも、共通仮設費に計上する金額は、5 つ達成の場合と同様です。

Q 5 現場環境改善費として実施予定だった内容について、現場条件等により実施をしない場合に罰則 (ペナルティー) はあるのか。

A 5 現場環境改善を実施しないことによる罰則 (ペナルティー) は、ありません。ただし、現場環境改善費の計上条件を満たさない場合は、設計計上の対象外となります。

Q 6 現場環境改善費で実施する内容について、どのような内容の協議をすればよいのか。

A 6 施工計画書提出までに、工事打合せ簿により、実施要領別表第 2 に記載されている実施する内容の事例、または、現場環境改善費事例集を参考に受発注者間で実施内容を協議してください。

協議様式については、【様式 1】を参考にしてください。

Q 7 現場環境改善費（率分）に関する費用について、それを証明できる書類（取引伝票や見積書等）を提出し、確認する必要があるのか。

A 7 取引伝票や見積書等の確認は不要です。

Q 8 現場環境改善費＜積上げ分＞に関する費用について、それを証明できる書類（取引伝票や見積書等）を提出するとあるが、施工者所有の備品（冷蔵庫等）は、耐用年数から損料計算し、計上すべきか。

A 8 リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上します。

購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上します。購入価格は、取引伝票及び見積書により証明してください。これらの書類がない場合は、費用の計上はできません。なお、設置期間分の減価償却費の算出にあたっては、下記の表を参考にしてください。

<参考>

設備	耐用年数 (年)	備考		
		機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表		
		種類	構造又は用途	細目
遮光ネット	2	器具及び備品	前掲のもの以外のもの	シート及びロープ
大型扇風機	15	器具及び備品	家具、電気機器、 ガス機器、家庭用品	その他のもの 主として金属製のもの
送風機	15	器具及び備品	家具、電気機器、 ガス機器、家庭用品	その他のもの 主として金属製のもの
製氷機	6	器具及び備品	家具、電気機器、 ガス機器、家庭用品	電気冷蔵庫
日除けテント	5	器具及び備品	前掲のもの以外のもの	その他のもの その他のもの
ミストファン	15	器具及び備品	家具、電気機器、 ガス機器、家庭用品	その他のもの 主として金属製のもの
休憩車	6	車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	その他のもの

※出典：減価償却資産の耐用年数等に関する省令

Q 9 クーラーの設置は、＜積上げ分＞となる熱中症対策に関する費用として計上してもよいか。

A 9 現場事務所や現場休憩所にクーラーを設置する場合、その費用が＜率分＞の「営繕関係」で実施するかどうかによって取り扱いが変わります。具体的には、＜率分＞の「営繕関係 1. 現場事務所の快適化」を実施する場合、現場事務所に設置するクーラーは熱中症対策としての＜積上げ分＞には計上できません。

しかし、＜率分＞の「営繕関係 1. 現場事務所の快適化」を実施しない場合は、現場事務所に設置するクーラーを熱中症対策として＜積上げ分＞に計上できます。

現場休憩場に設置するクーラーも同様です。

なお、現場(屋外)に設置するスポットクーラーは、熱中症対策として＜積上げ分＞に計上することができます。

Q 10 現場環境改善費で実施する内容について、施工計画書には、どの程度まで記載すべきか。

A 10 下記の記載例を参考に、具体的な実施内容を記載してください。

＜記載例＞

(13)現場作業環境の整備

1) 仮設備関係

- ・緑化プランターの設置
- ・夜間の転倒防止のためのセンサーライトの設置

2) 営繕関係

- ・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置

3) 安全関係

- ・キャラクターバリケードの設置

4) 地域連携

- ・完成予想図を現場に掲示

5) その他（熱中症対策・防寒対策）

- ・遮光ネット、大型扇風機の設置

Q11 現場環境改善の実施状況の報告は、どのように行えばよいか。

A11 工事完成までに、工事打合せ簿により現場環境改善で実施した内容がわかる資料（計上費目名、実施内容およびその説明）を提出することとします。
報告様式については、【様式2】【様式3-1】【様式3-2】を参考にしてください。

Q12 実施報告において、実施内容が適切に行われているかどうかの判断基準はどうしたらいいのか。

A12 実施した内容は、施工計画書に記載された内容が実施されていれば、その優劣は問いません。

Q13 積算システムでは、どのように計上すればいいのか。

A13 場環境改善費の率分の計上については、積算システムの「諸経費」の諸経費計算の補正設定画面で、現場環境改善費の計上の有無を「する」にチェックしてください。
なお、積み上げ分の計上については、共通仮設費の「現場環境改善費（積上計上）」で所要額を積み上げ計上してください。

Q14 トンネル工事の場合は、屋外工事と判断してよいでしょうか。

A14 屋外の定義は、「建物の外」という意味で、トンネル工事は、坑内ではありますが、屋外という位置付けです。よって、トンネル工事は、対象工事として考えて下さい。

Q15 すべての屋外工事が対象となっているが、工事の一部が屋内で行うような工事の場合は、対象工事としてしてもよいのか。

A15 現場環境改善費の対象工事は、その主たる工事内容で判断します。工事の一部が屋内であっても、主たる工事が屋外であれば、現場環境改善費の対象としてください。

ただし、主たる工種が屋内であっても、空調設備がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は、現場環境改善費の積上げ分となる熱中症対策・防寒対策に関する費用は、計上できます。

Q16 現場環境改善費の対象外となる工種を教えてください。

A16 営繕工事及び機械設備工事は、対象外です。

県単道路維持業務委託、県単河川維持業務委託及び地域維持修繕業務委託等の維持工事も原則、対象外としてください。

Q17 地域連携の4．現場景観向上のデザイン看板は、どのようなものか。

A17 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-30「工事中の安全確保」24「現場環境改善費(2)」の(5)(6)(7)に記載されています。

Q18 施工者希望型において、現場環境改善費（率計上）を行わない場合、積上げ分となる熱中症対策・防寒対策に要する費用は、設計変更の対象とすることはできないのか。

A18 熱中症対策・防寒対策に要する費用（積上げ分）については、現場環境改善費（率分）による計上を行わない場合であっても、設計変更の対象として計上できます。なお、現場環境改善費（率分）を計上していない場合は、対象額を基に算出した現場環境改善費（率分）の100%を上限とします。

Q19 積算基準（下水道編）の機械設備および電気設備は、対象工事となりますか。

A19 積算基準（下水道編）の「下水道用機械設備請負工事工事費積算要領」および「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領」により積算する工事については、対象外となります。

Q20 仮設備関係の「3. ICT 設備の充実」とは、具体的にどのような内容か。

A20 情報共有用の大型デジタルサイネージの設置、現場用の通信環境の構築（スターリンク・広域 Wi-Fi 等）です。